

第5章 土地利用のあり方

(1) 土地利用の基本的な考え方

甲斐市には、都市の便利さと多様で豊かな自然環境が共存しており、これが、『緑と活力あふれる生活快適都市』としての魅力を向上させることに大きく貢献しています。しかし、市街地と自然が近接していることは、市民に潤いのある生活環境やレクリエーションの場、市外からの来訪者との交流の場を提供する一方で、市街地の安易な外延化や行き過ぎた開発などを招きやすいといった特性をも併せ持つ結果となっています。

甲斐市の魅力を将来にわたって保全し、さらに住み良く快適な地域としていくため、上記のような特性をしっかりと認識し、開発型の土地利用と保全型の土地利用との調和をしっかりと図りながら、バランスの取れた土地利用を進めていくこととします。

なお、具体的な土地利用のあり方については、今後策定される国土利用計画（市計画）や都市計画マスタープランなどの部門計画において、市域全体を面および空間で捉えた方針を定め、望ましい土地利用のあり方を総合的に検討し、実施に移していくこととします。

土地利用の類型

基本類型	細類型
保全型土地利用エリア	■森林的土地利用を進める地域 ■農業的土地利用を進める地域
開発型土地利用エリア	■快適な住環境（生活空間）の創出を図る地域

(2) 将来の土地利用のイメージ

下図は将来における土地利用の一つのパターンを示すものです。しかし、これは確定した計画ではありません。具体的な土地利用計画は、国土利用計画（市計画）や都市計画マスタープラン等の中で検討していくこととします。

